

令和6年4月22日 第1回理事会承認

令和5年度事業報告 (活動のトピックス)



公益社団法人 武雄法人会

令和5年度事業報告（活動のトピックス）

- 令和5年12月末現在全国の法人会員数は710,330社で、前年同月比7,760社の純減となっております。法人会活動の重要な運営財源である会費収入の減少が続いています。全法連としても危機的状況と捉え会員増強を最重要課題として会員数70万社台を堅持するための諸施策を実施しています。佐賀県内においても、ピーク時(平成10年)の83百社から27百社減少しており会員増強は喫緊の課題であり、全単位会が前年比プラスとなるよう増強に取り組んでいます。
- 武雄法人会の会員数の現状報告となりますが、武雄税務署管内の法人数2,298社、12月末会員数1,208社 加入率52.6%で、全国の平均31.6%を大きく上回っています。ちなみに佐賀県内5法人会の平均加入率は44.6%です。一年間の実績は退会社20社がありましたものの、新規入会21社の加入をいただき、期首より1社の増加を築くことが出来、10年間連続で会員数増加を記録することが出来ました。全国440の単位会の中でも上位に入る極めて優秀な法人会を維持しています。支部役員の皆様、税理士の先生、保険会社受託三社推進員の皆様のお力により結果に繋がっています。
- 法人会の事業運営は会員企業様の年会費と保険会社受託三社(大同生命・AIG損保・アフラック生命)の保険料口座振替手数料収入によって支えられております。今後とも皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。
- 令和5年度事業におきましては、関連委員会並びに関連機関と連携を取って通常の事業活動が出来ておりますことをご報告いたします。
- 第12回定時総会記念公開講演会には、野球解説者の「達川光男氏」を講師としてお迎えして「達川式一流リーダーシップ論と育成術」というテーマでご講演をいただきました。一般のご来場者121名を含め聴講者は246名でした。
- 第9回武雄法人会会員向けチャリティゴルフコンペを開催しました。参加者は93名で、当日は晴天に恵まれ参加者全員日頃の練習の成果を発揮されました。令和6年度は第10回記念大会を11月に予定しております。🚩🚩🚩
- 毎年11月の「税を考える週間」記念公開講演会には、読売テレビ報道局特別解説委員の「高岡達之氏」を講師としてお迎えして「ニュースの裏側から見る日本経済のゆくえ」というテーマで開催、聴講者は135名でした。
- 会報誌の編集コンセプトを「ローカルターゲット」として会員企業を紹介、当会法律顧問・労務顧問様の執筆をお願いするなど身近な記事を取材し、会報をより親しみやすいものに致しました。令和5年度は、夏期67号・冬期68号を発行致しました。
- これまでの「企業の繁栄と社会への貢献」という基本理念を再認識してサービスの一層の向上を図り、身近で愛されるみなさまの法人会として広報活動を継続し、公益社団法人としての公益事業に力点を置きつつ、会員企業様のお役に立てるよう頑張っておりますので、倍旧のご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



6年度も頑張るワン

◆貸借対照表上のポイント 「資産の部」 「負債の部」

貸借対照表について、流動資産が前年対比277千円増加し正味財産が181千円増加した。法人会の財務バランス上、特に問題になるような不健全資産はありません。

さらに負債についても問題になるようなものはございません。

◆正味財産増減計算書(総括表) 「経常収益の部」

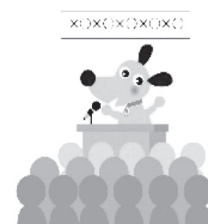
- 事業収益の会員親睦事業収益が減少

令和4年度は会員親睦事業として全国青年の集い「沖縄大会」へ15名参加し730千円の会員交流会費を受け入れました。令和5年度は通常の会員交流会費額に戻りました。

- 厚生部門を柱とする全法連からの助成金について、保険料の収入減の影響で受取助成金が前年対比減少となりました。経常収益に占める割合は54.6%で当会運営の要となっております。

厚生部門は法人会加入のメリットとして今後も一層拡充連携を図ってまいりたいと思います。

- 厚生、研修部門の褒賞金と会議研修会の当日会費等により雑収益が前年対比増加



◆正味財産増減計算書(総括表) 「経常費用の部」

- 事業費の旅費交通費は、全法連全国大会、全国青年の集い、全国女性フォーラム等への派遣、公開講演会講師の旅費交通費となっています。

令和4年度は全国青年の集い「沖縄大会」の旅費交通費を818千円程支出した為で、令和5年度は前年対比減少となりました。

- 諸謝金は研修会、講演会等講師に対する謝礼金です。公開講演会を年2回開催していますが、講師への謝礼金が前年対比減少となりました。

◆正味財産増減計算書内訳表について

- この計算書は企業にとっての損益計算書のようなものです。公益社団法人として非課税団体の指定を受けておりますが、その存続条件として公益事業の比率が50%以上達成されなくてはならないという縛りがあります。今期はその比率が59.8%と、条件を十分に満たしております。

(以下の項目について従事割合に従い算出致します)

◆公益目的事業会計

- (公1)とは税知識の普及を目的とする事業、納税知識の高揚を目的とする事業、税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する公益目的の事業
- (公2)とは地域企業の健全な発展を目的とする事業、地域社会への貢献を目的とする事業
- (共通)とは(公1)(公2)のどちらにも共通する事業

◆収益事業等会計

- (他1)とは会員のための福利厚生事業
- (他2)とは会員支援のための親睦・交流に関する事業
- (共通)とは(他1)(他2)のどちらにも共通する事業



◆法人会計

- 武雄法人会を維持管理するための費用

役員会他委員会など(ただし研修・税制・広報・厚生委員会を除きます)

「明るく健全でいつもポジティブな法人会を志向して頑張ります。
皆様のご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。」